## 精神障害者通院医療費公費負担制度の運用状況 および自立支援医療への移行に関する調査 (調査協力のお願い)

平成 17 年度厚生労働科学特別研究「自立支援医療の給付のあり方に関する研究」 (主任研究者 竹島正)の分担研究「精神通院公費負担制度の給付実態、および自立 支援医療における重度かつ継続の範囲と再認定の要件に関する研究」におきましては、 自立支援医療に移行する前の精神障害者通院医療費公費負担制度(以下、精神通院公 費制度)の運用状況を明らかにし、自立支援医療制度の適正な運用に役立てるため、 精神通院公費の判定機関である各都道府県・政令指定都市の精神保健福祉センターを 対象に、質問紙調査を行うことにいたしました。ご協力のほど、よろしくお願いいた します。

ご多忙のところ恐れ入りますが、<u>平成18年1月20日(金)までに</u>ご回答いただけますようお願いいたします。いただきましたご回答は、都道府県・政令指定都市が特定できない形で集計し、報告書にまとめ、結果を報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

※ 複数のセンターがひとつの都道府県・政令指定都市内にある場合は、設問 1 に関 しては、精神通院公費の判定および事務処理を行っているセンターで回答してく ださい。

## 連絡先:

国立精神・神経センター精神保健研究所 精神保健計画部長 竹島 正 〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1 電話 042-341-2712 (内線 6209) FAX 042-346-1950 e-mail:ttake@ncnp-k.go.jp

1.	精神通院	公費の判定状況に	ついてお聞き	します。			
1)	平成8年 お書きくださ	度から平成 13 年月 い。	度の各年度につ	ついて、申	請件数と、	そのうちの酒	承認件数を
	平成 8 年度	申請件数	( )	件	承認件数	( )	件
	平成 9 年度	申請件数	( )	件	承認件数	( )	件
	平成 10 年度	申請件数	( )	件	承認件数	( )	件
	平成 11 年度	申請件数	( )	件	承認件数	(	件
	平成 12 年度	申請件数	( )	件	承認件数	(	件
	平成 13 年度	申請件数	( )	件	承認件数	(	件
2)	数をお書きく のみの更新申	年度から平成 16 年 ださい。申請につ 請など)をお書き から平成 16 年度ま	いては、その ください。				
	申請件数(	)件	承認件数(	•	)件		
•		, 7 пт	/# <b>\#\</b> \	,	/ 11		
		通院公費のみの新	<b>ī規申請</b>			(	)件
		通院公費のみの更	<b>〔新申請</b>			(	)件
		手帳の交付・更新				• ,	)件
		手帳の交付・更新	<b>f(年金診断書</b>	) とあわ	せた申請		)件
3)		年 4 月〜9 月(平) すきください。申請					
	【平成 17 年度	上半期】					•
	申請件数(	)件	承認件数	(	)件		
	i,	申請の	うち、通院公	費のみの	新規申請	( )	件
		·					
2.		での適用者について 電子化している項		and the second second			データ化し
	1. 氏名						
	2. 生年月	日					
· ·	3. 性別						
	4. 住所	、					
	5. 家族 <i>0</i> 6. 保険 <i>0</i>	)連絡先 )種類			/T質E	は右ページに	/続きすす)
	0. 体火	ノ1 <del>里大</del> 只			\7X.F	149/H . N	- NUL - 7 /

	•	病名	
8	<b>.</b>	発病から現在までの病歴の記載内容	
9	).	現在の病状、状態像の該当項目を〇で囲んだもの	
1	0.	病状・状態像等の、具体的程度、病状等	
1	1.	現在の治療内容	
1	2.	今後の治療方針	
1	3.	現在の精神保健福祉サービスの利用状況	
1		備考の記載内容	
1		診断書を作成した医師名	
		医師の所属する医療機関名	
		通院医療の担当医療機関名	
		有効期間	
		手帳番号	
		公費負担者番号	
		受給者番号	
2	22.	上記のいずれも電子化していない	
3.	現	在の体制および判定の方法についてお聞きします。	
1)	判	定する委員会の数、および判定に携わる委員の総数をお書きください。	
¥	机完才	「る委員会の数 ( 判定に携わる委員の総数 ( )名	
7	PIAE 9	る安良云の妖( ) 刊足に訪わる安良の秘妖( )石	
2)	判	定に携わる委員の所属と人数をお書きください。	
2)		定に携わる委員の所属と人数をお書きください。 :病院の精神科医師	名
2)	大学		名名
2)	大学大学また	病院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院	
2)	大学大学また	:病院の精神科医師 :病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 :は精神病床を有する病院の精神科医師	名
2)	大学を大学を一上に	病院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 出以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師	名名
2)	大また。	病院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 出以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師 時科診療所の医師	名 名 名
3)	大ま上精神	端院の精神科医師 端院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 出以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師 神科診療所の医師 中保健福祉センターの医師	名 名 名 名 名
3)	大ま上精精それ	病院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師 科診療所の医師 中保健福祉センターの医師 の他(具体的に: ) 」 「定会議の開催状況について、 <u>あてはまるものの番号に 1 つ〇をつけて</u>	名 名 名 名 名
3)	大 大 大 上 精 精 そ た 乱 れ れ れ	端院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師 神科診療所の医師 中保健福祉センターの医師 の他(具体的に: ) は完全議の開催状況について、 <u>あてはまるものの番号に 1 つ〇をつけて</u> ( ) 内には数字をご記入ください。	名 名 名 名 名
3)	大 大 大 ま 上 精 精 そ た ま 1. 2.	病院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 記以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師 神科診療所の医師 中保健福祉センターの医師 の他(具体的に: ) 別定会議の開催状況について、 <u>あてはまるものの番号に 1 つ〇をつけて</u> ( ) 内には数字をご記入ください。 に月定例に開催 毎月( ) 回、( ) 時間程度 に月不定期に開催 毎月( ) 回程度、( ) 時間程度	名 名 名 名 名
3)	大 大 大 ま 上 精 精 そ た ま 1. 2.	病院の精神科医師 病院以外の国立・都道府県立の精神科病院 は精神病床を有する病院の精神科医師 以外の精神科病院または精神病床を有する病院の医師 神科診療所の医師 中保健福祉センターの医師 の他(具体的に: ) 別定会議の開催状況について、 <u>あてはまるものの番号に 1 つ○をつけて</u> ( ) 内には数字をご記入ください。 手月定例に開催 毎月( ) 回、( ) 時間程度	名 名 名 名 名

- 4) 判定における委員の役割はどのように設定されていますか。次のうち<u>もっとも近い</u> ものの番号に1つ〇をつけてください。
  - 1. 全委員が全申請書に目をとおす。
  - 2. 個別の委員は振り分けられた申請書に目をとおすが、すべての申請書はかならずい ずれかの委員の判定対象になる。
  - 3. 申請書類は、必ずしも判定に携わる委員が目をとおすとは限らない。
- 5) 事務局は、判定会議の準備として次の作業を行っていますか。<u>あてはまるものの番号にすべて〇をつけてください</u>。
  - 1. 診断書の記載漏れの有無などを確認する
  - 2. 委員による判定の対象となる診断書を抽出する(申請のあった診断書の一部を委員が判定するため)
  - 3. その他(具体的に:
- 6) 精神障害者通院医療費判定指針以外に、判定業務に関して、文書化された申し合わせや内規は作成されていますか。また、作成されている場合、その申し合わせや内規は、精神科医療機関等に知らされていますか。<u>あてはまるものの番号に1つ〇をつけてください。</u>
  - 1. 作成されており、精神科医療機関等に知らされている
  - 2. 作成されているが、精神科医療機関等には知らされていない
  - 3. 申し合わせや内規は作成されていない

作成されている場合には、同封してください

7) 通院公費の適用でないと判定された場合、申請者および医療機関への通知はどのような方法で行われていますか。申請者および医療機関それぞれについて、<u>あてはまるものの番号に1つ〇をつけてください</u>。

## 【申請者に対して】

- 1. 文書で通知している
- 2. 電話で通知している
- 3. その他(具体的に:

## 【医療機関に対して】

- 1. 文書で通知している
- 2. 電話で通知している
- 3. その他(具体的に:

国の様式と異なる文書で通知の場合、同封してください

\_ 1 \_

8) 通院公費の適用でないと判定された場合の対応や、申請者や医療機関との対応のあり方について、気づかれていることやご意見がありましたら、お書きください。

- 4. 判定業務における判断の現状についてお書きください。
- 1) 通院公費単独で初回申請された場合に、下記の診断名が単独で記載されている場合 の、貴センターにおける判定の実態をお書きください。 <u>それぞれの診断について、該当するものを右側から1つずつ選び、番号に〇をつけてください</u>。

	診断名のみ で適用	精神症状や 精神科治療の 必要性の記載 に応じて判断	基本的に 適用にならない
認知症(痴呆性疾患)	1	2	3
アルコール依存症	1	2	3
統合失調症	1	2	3
双極性感情障害	1	2	3
反復性うつ病性障害	1	2	3
その他の気分障害	1	2	3
神経症性障害	1	2	3
摂食障害	1	2	3
人格障害	1	2	3
知的障害	1	2	3
広汎性発達障害	1	2	3
多動性障害	1	2	3
てんかん (薬物療法中)	1	2	3
てんかん (発作は消失しており、半年 1回の検査のみの扱い)	1	2	3

2) 精神障害者通院医療費判定指針に記載された下記状態が単独で見られた場合、精神 障害者通院医療費判定指針と、貴都道府県・政令指定都市における通院公費の適用対象 とは、どのような関係になっていると考えられますか。<u>それぞれの状態について、該当</u> するものを右側から1つずつ選び、番号に○をつけてください。

	指針より広く適用	指針に ほぼ一致 して適用	指針より 狭く適用	わからない
躁および抑うつ状態	1	2	3	9
幻覚妄想状態	1	2	3	9
精神運動與奮	1	2	3	9
分裂病等残遺状態	1	2	3	9
情動および行動の障害	1	2	3	9
不安および不穏状態	1	2	3	9
痙れんおよび意識障害	1	2	3	9
精神作用物質の乱用および依存	1	2	3	9
知能障害	1	2	3	9

- 5. 貴都道府県・政令指定都市の判定業務において、他の都道府県・政令指定都市からの転入申請があったとき、他の都道府県・政令指定都市との間で、精神障害者通院医療費判定指針の運用に違いがあるという経験をしたことが、17 年度においてありますか。 あてはまるものの番号に1つ〇をつけてください。
  - 1. ある → 具体的に
  - 2. ない
  - 3. わからない
- 6. 現在の通院公費制度についてお聞きします。精神障害者通院医療費判定指針に沿った、各都道府県・政令指定都市間で公平な制度運用を行うために、右ページに挙げた事柄が、どの程度効果があると思われますか。<u>それぞれの事柄について、該当するものを</u>右側から1つずつ選び、番号に○をつけてください。

	たいへん有効	ある程度有効	あまり有効でない	有効でない	わからない
市町村に通院公費適用の対象 (精神障害者通院医療 費判定指針) を周知する	1	2	3	4	9
精神科医療機関に精神障害者通院医療費判定指針を 周知する	1	2	3	4	9
精神科以外の医療機関に精神障害者通院医療費判定 指針を周知する	1	2	3	4	9
通院公費申請書の書式を改訂し、精神障害者通院医療費判定指針にある状態像に該当する事例であるか どうか判定しやすくする	1	2	3	4	9
通院公費申請書の書式を改訂し、治療の継続の必要 な理由(注)を判定しやすくする	1	2	3	4	9
通院公費申請書の書式を改訂し、通院公費期間中の 治療計画を記載する	1	2	3	4	9
判定会議の開催頻度を多くする	1	. 2	3	4	9
判定業務に携わる委員数を多くする	1	2	3	4	9
隣接都道府県・政令指定都市との合同判定会議を行い、判定業務の標準化を図る	1	2	3	4	9
手帳制度の判定と通院公費の判定を独立させ、「手帳 該当であっても通院公費非該当」というカテゴリー を明確にする	1	2	3	4	9

注)治療の継続によって、精神障害者通院医療費判定指針にある精神症状がどのように改善 されているか

その他、公平な制度運用に有効と考えられる方法がありましたら、お書きください。

次ページも忘れずにご回答ください

7.	自立支援医療制度への移行についてお聞きします。
1)	自立支援医療制度運営調査検討会における検討において、自立支援医療における「重度かつ継続」の適用に関しては、精神障害者通院医療費判定指針に沿った運用が求められています。既存体制を活用して判定の適正化を進めるため、貴都道府県・政令指定都市ではどのような取り組みを進められていますか。また、国においてなすべきと考えられていることがありましたら、お書きください。
2)	公費負担の行われる医療の範囲は、精神障害および当該精神障害に起因して生じた病態、当該精神障害の治療に関連して生じた病態(当該精神障害のために用いた薬剤の副作用等)、精神医療を担当する医師によって、通院による医療を行うことができる範囲の病態とされています。通院公費制度が、制度の範囲をこえて拡大して適用されることを防ぐためには、どのような方法があると考えられますか。貴都道府県・政令指定都市で考えられていることがありましたら、お書きください。
3)	その他、自立支援医療への移行に関して、お気づきのことや課題がありましたらお 書きください。
	お手数ですが、記入漏れがないかご確認ください
	こちらからの問合せ用に、ご記入いただいた方の連絡先をお教えください。
	施 設 名
	記入者氏名
	連 絡 先

ご協力どうもありがとうございました。